

令和7年6月

大津支部からのお知らせ

事業者の皆様へ

(公社) 滋賀労働基準協会 大津支部長

「職長教育(12時間コース)」開講のご案内について

平素は、当支部の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条では、「事業者は、その業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるもので、新たに職長の職務に就くこととなった者、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者は除く)に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない」とされています。

また、既にご承知のことと思いますが「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種が対象となり、令和5年4月1日から施行されています。

つきましては、当該「職長教育(12時間コース・1回目)」を下記の通り開催しますので、受講されますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 : 令和7年 8月28日(木)・29日(金) 9時20分から16時30分
- 2 会 場 : (公社)滋賀労働基準協会 研修室
大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階 (TEL 077-522-1786)
(会場地図は後日受講票とともに送付させていただきます。)
- 3 講習の内容 : 労働安全衛生規則第40条に定める次の事項
 - ①作業手順の定め方、労働者の適正配置の方法
 - ②指導・教育方法、作業中の監督・指示方法
 - ③危険性又は有害性等の調査方法、その結果により講ずる措置
 - ④設備・作業等の具体的な改善方法
 - ⑤異常時及び災害発生時の措置
 - ⑥作業設備、作業場所の保守管理方法
 - ⑦労働災害防止の関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
- 4 定 員 : 60名(先着順で定員になり次第締切ります)
- 5 受付開始日 : 6月11日(水)から受付を開始します。
- 6 申込み方法 : 裏面「受講申込書」により8月8日(金)まで
〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階
(公社) 滋賀労働基準協会大津支部 へお申し込みください。
(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453)
※FAX できない時はご連絡ください。
- 7 受講料 : 会員事業場 1名 13,503円 [テキスト代を含む。税込]
※但し、会員外 15,703円 [テキスト代を含む。税込]
*次のいずれかにより 開講日の10日前までに納付してください。
 - (1) 現金又は現金書留(事前に提出した受講申込書の写しを持参又は同封)
 - (2) 銀行振込
 - ①「請求書」を送付しますので開講日の10日前迄に支払い願います。
 - ②「振込手数料」は申込者のご負担でお願いします。
 - ③銀行振込の場合は「振込明細書」をもって領収書に代えさせていただきます。

[裏面へ]

8 その他

- (1) 受講票の送付は順次受付次第、請求書とともに送付させていただきます。
*なお、受講予約状況・天候・感染状況等により変更・中止する場合がありますので
ご留意ください。
- (2) 所定の科目修了者には「修了証」を交付しますが、申込時に氏名等に誤りがある場合は、
修了証訂正時の送料をご負担願います。
- (3) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。
(JR膳所駅より徒歩約15分、又は京阪電鉄石場駅より徒歩約5分)
*お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- (4) 「昼食弁当」は各自ご持参ください。
- (5) 指定場所以外には喫煙場所はありません。「禁煙」にご協力ください。

以上

・・・・・・・・・・下欄に記載してこのページをFAXしてください・・・・・・・・・・

申込FAX番号:077-522-1453

職長教育(12時間コース) 受講申込書

(公社) 滋賀労働基準協会の〔 会員・会員外 〕(←どちらかに○印)

2025/8/28-29 開催

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
()	(どちらかに○印) 昭和・平成 年 月 日	〒
()	(どちらかに○印) 昭和・平成 年 月 日	〒

- (注意) ①「修了証」作成のため、お名前は楷書で正確に、解り易くご記入願います。
②受講者の変更は前日までにご連絡ください。
③開講日前の1週間以内の取消、欠席、遅刻、早退の場合は受講料を返還致しません。
④お知らせいただいた個人情報本教育実施の目的以外に使用することはありません。

上記のとおり申し込みます。

令和 7年 月 日

◆事業場名

◆所在地 〒

◆電話番号：

◆FAX 番号：

◆申込担当者 所属・氏名

(公社) 滋賀労働基準協会 大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	銀行振込予定日	月 日 □滋銀 □関銀
---------	---	---	--------	---------	----------------